

小規模宅地等の相続税の課税の特例の概要

| 区 分 | 内 容 | 土地等の価額の減額割合 | 適用対象面積 |
|-----------|-----|-------------|------------|
| 居 住 用 宅 地 | | 80% | 330㎡まで(注1) |
| 事 業 用 宅 地 | | 80% | 400㎡まで(注1) |
| 貸 付 用 宅 地 | | 50% | 200㎡まで(注2) |

(注1) 事業用宅地と居住用宅地とを併用して適用する場合には、それぞれの限度面積まで適用可能(最大730㎡)。

(注2) なお、貸付用宅地と事業用又は居住用宅地とを併用して適用する場合には、貸付用宅地の限度面積200㎡に換算した範囲内で、事業用又は居住用宅地にも適用できる。

<具体例> 居住用宅地:250㎡、貸付用宅地:150㎡を有する者の場合

○ 居住用宅地については、250㎡全て適用

○ 貸付用宅地については、48㎡まで適用 ※

$$\begin{array}{c}
 \text{※ } 200\text{㎡} - 250\text{㎡} \times \frac{200\text{㎡}}{330\text{㎡}} = \underline{48\text{㎡}} \\
 \begin{array}{ccc}
 \uparrow & & \uparrow \\
 \text{貸付用宅地} & & \text{適用済みの居住用宅地の面積を} \\
 \text{の限度面積} & & \text{貸付用宅地の限度面積に換算}
 \end{array}
 \end{array}$$